# フィールドワーク資料と大学図書館

澁谷由紀 (東京大学附属図書館上廣倫理財団寄付研究部門,略称 U-PARL) 連絡先: shibuya.yuki@mail.u-tokyo.ac.jp

\* この報告は U-PARL 協働型アジア研究「海外フィールドワーク収集データのオープン化に関する研究:村落研究を事例に 」(代表:澁谷由紀) の成果によるものです。またこの報告は報告者個人の見解に基づいてまとめられたものであり,機関の見解を示すものではありません。

#### 1. 報告の背景

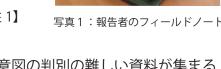
#### (1.1. オープンサイエンスの推進という新しい方向性

論文の公開→<u>「研究データ」</u>も含めた公開

データ共有による研究の進展 研究の再現性を高める 研究データの保存先 保存のあり方は?

#### 1.2. 大学図書館と所蔵資料の公開

- ・大学図書館=「公表を意図して作成されたもの」(除外:歴史的資料)【註1】
- ・機関リポジトリ=現状は資料の(即時)公開
- ・大学文書館=大学に関わる資料+研究資料の保存も【註2】
- ・実際に研究を進めると、公表を意図して作成されていないもの、公表の意図の判別の難しい資料が集まる
  - …顕在化:退職教員等の寄贈資料受入時(例:「タイの大学に提出された修士論文のコピー」や 「フィールドノート」は受入可?)【註3】



#### 2. 人文社会系のオープンサイエンスの現状

- 2.1. 画像(公開)が先行(註4)
- 2.2. フィールドノート・プロジェクト (註5)

「ヒト」を直接の研究対象にしない場合は 研究・調査対象者の保護の問題を 回避しやすい

#### 2.3.「ヒト」を対象→学問領域による差、各学協会の倫理綱領・研究指針等

例 1:「日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針」 【註 6】

「(社会)調査はどのような方法であれ、対象者に負担をかける」

「研究・調査対象者の保護」 「二次データ・資料の活用」 「回収票や電子データの保存・管理」

例 2:オーラル・ヒストリー・アーカイブ

調査実施時にデータ公開を前提とし保護の問題を回避する方法をとることも

# 3. 実践例報告:バッコック研究プロジェクトから

# 3.1. バッコック研究プロジェクトとは

- ・ベトナム北部ナムディン省をフィールドにした研究プロジェクト ・長期継続(1993 〜現在、のべ 200 人以上の参加)【註 7】

### 3.2.『百穀計通信』 1-16, 18+ (1995-2020)

- ・従来の研究データの共有手段:紙・冊子体の報告書『百穀社通信』 にテキスト化された口述記録(トランスクリプト)等を掲載
- ・研究・調査対象者の保護の必要性(匿名化等)
- →研究の再現性は確保できても、二次データとしての使用可能性は下がる 公表を意図して作成されていない紙資料、回収票も集まってしまう →公開可能なトランスクリプトや報告書を作れば済む問題ではないのでは

## 3.3. 研究データ・収集資料の最終的な保管先の必要性

- ・開示ルール設定の必要性…図書館/機関リポジトリは保存先となりうるのか?
- ・保存先としては文書館がより望ましいのではないか?という印象



写真 2: バックコックムラの風景



写真 3:『百穀社通信』

- 【註 1】東京大学附属図書館 . 2020 改正 . 「東京大学総合図書館規則」(https://www.lib.u-tokyo.ac.jp/sites/default/files/2020-10/rule\_generallibrary\_20200924.pdf) 2020 年 10 月 31 日最終アクセス
- 【註2】平井孝典.2013. 『公文書管理と情報アクセス:国立大学法人小樽商科大学の「緑丘アーカイブズ」』京都:世界思想社.243-244.
- 【註 3】宇戸優美子 . 2020.「末廣昭文庫について」(http://u-parl.lib.u-tokyo.ac.jp/archives/japanese/suehiroakirabunko) 2020 年 10 月 31 日最終アクセス
- 【註4】 久留島典子 . 2019. 「追加資料:人文学のオープンデータ事例」 (日本学術会議 オープンサイエンスの深化と推進に関する検討委員会第6回資料」 (http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/openscience24/openscience.html) 2020 年 10 月 31 日最終アクセス
- 【註5】柳澤雅之. 2014. 「フィールドノート・プロジェクト」 『シーダー: 地域環境情報から考える地球の未来」 11: 14-21.
- 【註 6】日本社会学会. 2012 改正.「日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針」(https://jss-sociology.org/about/researchpolicy/) 2020 年 10 月 31 日最終アクセス
- 【註 7】現在は京都大学東南アジア地域研究研究所附属 CIRAS センター研究ユニット「長期村落調査データを利用したベトナム農村研究手法の構築」(代表 藤倉 哲郎:愛知県立大学外国語国際関係学科・准教授)により調査実施中